

Title	矯正における被害者支援と犯罪者処遇の両立：刑及び保護処分の執行段階における心情聴取及び伝達制度と被害者の視点を取り入れた教育の課題
Sub Title	Victim support and offender treatment in correction : victim impact hearing and communication of victim's sentiments to offenders in the stage of imprisonment and juvenile training school, and reform of offender treatment from the viewpoint of victim
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2022
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.95, No.12 (2022. 12) ,p.115 (34)- 148 (1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20221228-0115">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20221228-0115</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 矯正における被害者支援と 犯罪者処遇の両立

——刑及び保護処分の執行段階における心情聴取及び  
伝達制度と被害者の視点を取り入れた教育の課題——

太 田 達 也

- I 本稿の目的
- II 矯正処遇及び矯正教育における被害者の心情等の考慮
- III 被害者の心情聴取及び伝達制度の実施に向けての課題
- IV 更なる検討課題——被害者への損害賠償の実現

## I 本稿の目的

2022年6月13日に成立し、17日に法律第67号として公布された刑法等の一部を改正する法律によって刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と少年院法が改正され（以下、それぞれ改正刑事収容施設法、改正少年院法という。）、矯正処遇と矯正教育における被害者の心情等の考慮に関する規定が追加されるとともに、被害者から心情等を聴取し、被害者が希望する場合には当該心情等を被収容者に伝達する制度が導入され、公布日から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになっている。

刑や保護処分の執行段階における被害者心情聴取及び心情伝達制度の背景や趣旨、想定される課題については既に別稿において紹介したところであるが<sup>1)</sup>、これは制度の創設を提案した2020年10月の法制審議会答申<sup>2)</sup>の内容に基づいて検討を加えたものであり、その時点では法律案の内容も明らかになっていなかった。その後、答申に基づいて法律案が編纂・上程され、第

208 回通常国会において成立したわけであるが、現在、施行に向けた具体的な制度や運用の在り方の検討が有識者を交えて行われている<sup>3)</sup>。そこで、本稿では、成立した法律の規定について概観したうえで、制度化に向けて検討すべき具体的課題について考察を加えることにする。

なお、本稿では、条文の規定を引用するときのほかは、被害者に遺族を含めるものとして、逐一、被害者等としない。また、刑事施設と少年院の両方に妥当する場合、矯正施設の表現を用い、少年院在院者も単に在院者又は少年と言う場合がある。懲役と禁錮も、刑法等一部改正法の関連規定が施行されるまでは効力を有するが、特に懲役と禁錮に言及する必要があるときを除き、拘禁刑と称する。

## Ⅱ 矯正処遇及び矯正教育における被害者の心情等の考慮

### 1 刑事施設における矯正処遇

まず、改正刑事収容施設法は、「刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等（略）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第3項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。処遇要領を変更しようとするときも、同様とする」（84条の2第1項）として、処遇要領の策定・変更に際しては被害者の心情等を考慮するものとしている。処遇要領は矯正処遇の目標並びにその基本的

- 
- 1) 太田達也「自由刑の執行過程における被害者の意見聴取及び伝達制度—修復的矯正・修復的保護観察への発展可能性を含めて」山口厚ほか編『高橋則夫先生古稀祝賀論文集（下巻）』成文堂（2022）903頁以下。当該論文執筆時には法律案が公表されていなかったため、被害者の「意見」聴取及び伝達制度の名称を用いているが、本稿では成立した法律の規定に従って被害者の「心情」聴取及び伝達制度の語を用いる。
  - 2) 法制審議会第188回会議・諮問103号に対する答申（2020年10月29日）（以下、答申という。）。
  - 3) 2022年6月から「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する検討会」が法務省矯正局で開催され、制度の具体的な運用方法や課題についての検討が行われている。

な内容及び方法を受刑者毎に定めるものであり、矯正処遇はこの処遇要領に基づいて行うものとされていることから (84 条 2 項)、矯正処遇の実施に当たっては被害者の心情、状況及び意見を考慮して行うことになり、改正刑事収容施設法もその旨を明らかにした規定を新たに設けている (84 条の 2 第 2 項)。

かつて、刑事施設における受刑者の処遇において被害者の心情等を考慮することは殆ど行われていなかったばかりか<sup>4)</sup>、被害者の心情等を考慮することは「報復的な処遇」であるとして、批判されることも少なくなかった<sup>5)</sup>。しかし、2001 年から被害者支援従事者や後には被害者による講話 (ゲストスピーカー制度) や VTR 視聴等が行われるようになり<sup>6)</sup>、2002 年辺りからは処遇類型別指導として「被害者の視点を取り入れた教育」が各地の施設で行われるようになる<sup>7)</sup>。さらに、2005 年に策定された犯罪被害者等基本計画 (第 1 次) において矯正施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の充実が提言され<sup>8)</sup>、2006 年と 2007 年に二段階で刑事収容施設法が制定されると、「被害者の視点を取り入れた処遇」(R4) が特別改善指導の一環として

---

4) 宮澤浩一「犯罪者処遇と被害者の視点」罪と罰 22 卷 2 号 (1985) 45 頁以下。月命日の供養や合同慰霊祭、被害者をテーマとした内観は行われていた。久我洋二「矯正と犯罪被害者——交通事故受刑者の場合を中心に——」罪と罰 24 卷 1 号 (1986) 24 頁以下、同「犯罪被害者と矯正の現場」法律のひろば 40 卷 1 号 (1987) 53 頁以下。

5) 土井政和「行刑における被害者の観点」法政研究 56 卷 3・4 合併号 (1990) 56 頁以下等。

6) 法務総合研究所『平成 15 年版犯罪白書』(2003) 406 頁、同『平成 16 年版犯罪白書』(2004) 324 頁。

7) 法務省でも 2004 年度に「被害者の視点を取り入れた教育」検討会を開催し、プログラムの充実を図っている。矯正局教育課「薬物事犯受刑者処遇研究会及び『被害者の視点を取り入れた教育』研究会の概要報告」刑政 116 卷 3 号 (2005) 60 頁以下、特に 67 頁以下、矯正局成人矯正課＝少年矯正課「薬物事犯受刑者処遇研究会及び『被害者の視点を取り入れた教育』研究会報告会の概要報告」刑政 117 卷 8 号 (2006) 62 頁以下、特に 69 頁以下。

8) 犯罪被害者等施策推進会議「犯罪被害者等基本計画」(2005) V-第 2-2(12)ア、V-第 3-1(24)(25)。

導入され、一般改善指導としても被害者感情理解指導が多くの施設で実施されている<sup>9)</sup>。

今回の刑法等の一部改正により懲役・禁錮の種別が廃止され、拘禁刑に一本化されるとともに、拘禁刑の執行においては受刑者の改善更生を図るため、必要な作業又は指導を行うことができるとされている（刑法12条3項）。それを前提として、拘禁刑の執行段階での矯正処遇に当たっては被害者の心情等を考慮するものと改められ（改正刑事収容施設法84条の2第2項）、さらに矯正処遇の一つである改善指導を行うに当たっては被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者から聴取した心情等を考慮するものとされたことを考えると（同103条3項）、こうした刑罰や被害者を巡る一連の改正は、単なる処遇上の配慮というレベルに止まるものではなく、拘禁刑という刑罰の本質や目的そのものの変革であると筆者は考えている<sup>10)</sup>。

しかし、矯正処遇において被害者の心情等を考慮するとしても、被害者の心情は被害者毎に異なり、処遇を行う刑事施設の職員は、犯罪類型毎の被害者の一般的な心情は理解できるとしても、個々の被害者の心情等を把握しているわけではない。それでは、個々の受刑者の被害者の心情等を踏まえたうえで処遇要領を策定し、被害者の心情等を考慮した矯正処遇を実施することはできない。刑を言い渡した刑事裁判において被害者による意見陳述が行わ

---

9) 刑事収容施設法施行後にも法務省で被害者の視点を取り入れた教育の有識者検討会が行われている。矯正局成人矯正課＝少年矯正課「『被害者の視点を取り入れた教育』検討会について」刑政123巻2号（2012）54頁以下。

10) 第100回刑法学会第3分科会「刑事政策の回顧と展望」における太田達也報告「刑罰論の回顧と展望——自由刑を中心として——」。そうした意味では、矯正処遇における被害者への配慮も、処遇要領の策定・変更や改善指導における被害者の心情等の配慮という形に止まらず、受刑者の処遇の原則（改正刑事収容施設法30条）に被害者の心情等の配慮を規定すべきあったと考える。更生保護法も、今回の改正により、当該法律による措置（保護観察、仮釈放・仮退院、生活環境調整、恩赦等全て）においては、被害者等に対する心情、被害者等の置かれている状況を十分に考慮して行うものという社会内処遇の原理原則に被害者への配慮を規定していることに比べれば（3条）、トーンダウンした内容となっていることは否めない。

れてはいるが、判決書に記される被害者の心情等は極めて簡潔なものであり、矯正処遇に当たっての十分な情報とはなり得ない。2007年に成立した更生保護法に基づいて仮釈放審理における被害者意見聴取制度が導入されているが<sup>11)</sup>、これは専ら仮釈放や生活環境調整、その後の保護観察に関する被害者の意見を地方更生保護委員会が聴取するものであって、刑事施設には情報が全く伝わらないし、そもそも仮釈放の審理は刑の大部分が執行されてから行われるため、矯正処遇の実施には間に合うはずもない。更生保護法により保護観察における心情伝達制度も同年から施行されているが、これも拘禁刑の実刑においては仮釈放後の保護観察段階にしか適用がない<sup>12)</sup>。そこで、改正刑事収容施設法において、拘禁刑が確定して刑事施設に収容された受刑者の被害者、即ち受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者からの申出により、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見を聴取する制度が導入されることになったわけである(84条の2第3項)。

その目的は、まず第1に、被害者の心情等を矯正処遇に活かすことにある。上述の通り、刑事施設は、入所した受刑者の矯正処遇の内容や方法に関する処遇要領を策定する必要があり、それに際しては被害者の心情等を考慮するものとされ、さらに矯正処遇や特に改善指導を行うに当たっては被害者の心情等を考慮するものとされることになったことから、被害者から心情や状況、受刑者の生活及び行動に関する意見を聴取し、それを踏まえることで、より効果的な矯正処遇を行うことができる。

受刑者は、ともすれば犯罪により被害者が被った様々な被害の影響を理解していない<sup>13)</sup>。自分が行った犯罪の結果すら理解しないまま、受刑者が真の意味で更生することが可能であるとは思えない。というより、自分の罪の内容を理解しないまま、社会に出ることを「更生」と言えるのか疑問である。

---

11) 厳密には、同年に行われた旧法たる犯罪者予防更生法の改正で規定が追加され、その後の更生保護法に引き継がれている。太田達也『仮釈放の理論——矯正・保護の連携と再犯防止』慶應義塾大学出版会(2017)233頁以下。

12) 同上259頁以下。

自分が犯した罪の全体像をきちんと理解することが更生の出発点であるはずであり、そうでなければならぬ。刑事施設側が個々の受刑者の処遇に当たって、その受刑者の被害者の状況を正確に把握していなければ効果的な被害者の視点を取り入れた教育はできないと言えよう。特に、第4次犯罪被害者等基本計画では、「矯正施設の被収容者を対象に実施している『被害者の視点を取り入れた教育』について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努める」<sup>14)</sup>とされていることから、受刑者に被害者に対する損害賠償等に向けて具体的な行動を促すためにも、当該受刑者の被害者の事情を詳しく把握することが不可欠である。刑や保護処分<sup>15)</sup>の執行段階における被害者心情聴取及び伝達制度は、矯正施設側が被害者の心情や状況を正しく把握することに資する。

しかし、被害者の心情聴取及び伝達制度は、受刑者の処遇だけを目的とするものではなく、被害者に対する支援や損害回復をも目的とするものである。刑事施設と受刑者に被害者の心情等を伝え、それに基づいて刑事施設側が受刑者の処遇を行い、被害者の意にも沿う受刑者の再犯防止を確実なものにするとともに、被害者への損害回復に向けた具体的な行動を取るようさせる

---

13) 太田達也「矯正における修復的司法の展望と課題——『修復的矯正』の実現に向けて」矯正教育研究 49 巻 (2004) 4 頁。矯正局の検討会でも、被収容者に対しては一般的被害者像だけでなく、自身の事件の具体的被害者像について認識を深める必要が指摘されている。矯正局教育課・前掲注(7)69 頁、矯正局成人矯正課＝少年矯正課・前掲注(7)69 頁。

14) 犯罪被害者等施策推進会議「第4次犯罪被害者等基本計画」(2021) V-第3-1(24) (以下、第4次基本計画という)。また、法務省矯正局の「刑事施設における『被害者の視点を取り入れた教育』検討会」においても、被害者の状況等を踏まえた処遇の充実が提案されている。法務省矯正局の刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会議事要旨第1回(2020年9月10日)、第2回(2020年10月9日)、第3回(2020年11月9日)、大谷真吾「刑事施設における『被害者の視点を取り入れた教育』検討会について」刑政 132 巻 6 号 (2021) 34 頁以下。

ことで、被害者の支援につながることを目指すものである。もし被害者の心情聴取及び伝達制度が受刑者の改善更生を図るためだけのものとするならば、被害者は何故犯罪者の更生に被害者が協力しなければならないのかと反発することになろう。被害者の心情聴取及び伝達制度は、犯罪者の処遇と被害者の支援という密接に結び付いた2つの目的を果たすものであり、どちらが優先ということもない。そうした意味で、今回の被害者の心情等の考慮や心情聴取・伝達の規定が処遇要領や改善指導の規定に置かれていることは、やや不満が残るところではある。反対に、これらの規定が矯正処遇の条文に置かれているからといって、心情聴取及び伝達が処遇だけを目的とするのも偏狭な考え方である。矯正処遇の目的である「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成」(改正刑事収容施設法 30 条)とは、単に再犯を犯さないということだけではなく、自らが犯した罪の精算をきちんと行うこと、即ち被害者に対し損害回復や損害賠償を図ることに向けた指導も含まれるからである。社会復帰には被害者への損害回復は含まれないなどという考え方には賛同できない。社会復帰とは、自分の犯した被害や被害者のことを忘れることでは絶対にない (Rehabilitation never means forgetting crime victims.)<sup>15)</sup>。

今回の改正で、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ社会復帰の支援を行うものとするという規定が追加されたが(改正刑事収容施設法 106 条 1 項)、受刑者が被害者のいる社会に戻り、社会復帰を果たす上では、上述したように被害者への配慮が欠かせないことから、刑事施設内外で行う社会復帰支援においても、被害者から聴取した心情等その他の被害者等に関する事情を考慮するものとされた(同 3 項)。このことも、社会復帰の意味を物語っている。

---

15) TATSUYA OTA ED., VICTIMS AND CRIMINAL JUSTICE: ASIAN PERSPECTIVE 113-114 (Keio University Press, 2003). 太田達也「犯罪被害者支援の国際的動向と我が国の展望」法律のひろば 53 卷 2 号 (2000) 13 頁以下、同「刑事施設・受刑者処遇法下における矯正の課題——矯正処遇を中心として——」犯罪と非行 146 号 (2005) 18 頁。



## 2 少年院における矯正教育

今回の改正により、刑事施設の矯正処遇における被害者の心情等の考慮と心情聴取及び伝達制度と同様の規定が改正少年院法にも置かれることとなった。

まず、改正少年院法では、少年院の長は、矯正教育を行うに当たっては、被害者等からの被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等から聴取した心情等を考慮するものという原則を定めた（23条の2第1項）。そして、少年院の長は、少年が入院した場合、できるだけ速やかに在院者が履修する矯正教育課程を指定し（33条1項）、在院者に対する個人別矯正教育計画を策定するものとされているが（34条1項）、当該個人別矯正教育計画を策定するに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等から聴取した心情等を考慮するものとした（34条4項）。少年院が在院者に対して行う生活指導を行うに当たっても、少年院の長は、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等から聴取した心情等を考慮するものとしている（24条4項）。

さらに、刑事施設と同様、少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該在院者の生活及び行動に関する意見を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取するものとし（23条の2第2項）、被害者等から、聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、生活指導を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達するものとする事となった（24条5項）。

また、少年が少年院から出院すれば、被害者が生活する社会に戻るわけであるし、就労が可能となって損害賠償責任のある少年もその履行を求められることから、現行少年院法制定の際に設けられた少年の社会復帰支援に関する条文にも、少年に対し社会復帰の支援を行うに当たっては、矯正教育の実施状況や在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情に加え、被害者から聴取した心情等その他の被害者等に関する事情を考慮するとの規定が加えられている（44条3項）。

### Ⅲ 被害者の心情聴取及び伝達制度の実施に向けての課題

以下では、刑事施設の受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った被害者による心情聴取及び伝達を念頭に置いて検討を加える。基本的な事項は少年院在院者の被害者にも妥当しようが、特に少年院の在院者の場合に考慮しなければならない問題については、本章第 11 節で検討を加える。

#### 1 対象者（被害者）

被害者の心情聴取及び伝達制度は、仮釈放意見陳述や保護観察における心情伝達同様、被害者からの申出による（改正刑事収容施設法 84 条の 2 第 3 項、改正少年院法 23 条の 2 第 2 項）<sup>16)</sup>。

法律の規定上、心情聴取及び伝達の対象者については特に制限がない。基本的に、受刑者又は在院者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者であれば、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者又は在院者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときには個別に聴取の対象とされないことはあり得るし（改正刑事収容施設法 84 条の 2 第 3 項但書、改正少年院法 23 条の 2 第 2 項但書）、伝達にしても当該受刑者又は在院者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇又は矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認めるときには伝達を行わないことはあるとしても（改正刑事収容施設法 103 条 4 項但書、改正少年院法 24 条 5 項但書）、類型的に制度の対象外とされることはない。薬物犯罪のように犯罪の性質上被害者がいないような犯罪類型は自ずから対象とならないことは当然である。

非常に多くの被害者が申出をすることにより現場が対応できなくなることを心配するあまり、当初、実務家からは受刑者の多い窃盗罪や詐欺罪といっ

---

16) 太田達也・前掲注(1)914頁。

た財産犯の被害者を対象から除外するという意見も示されたが、特定罪種の被害者を制度の対象から除外することは妥当でない。財産犯であっても、被害額が大きい場合は勿論、そうでない場合も、被害者が受刑者の処遇において考慮を希望する内容があったり、受刑者に伝達したい事があったりするからである。以前、警察で導入が図られた少年対話会の全国試験実施事業においても、自転車の侵入窃盗未遂及び器物損壊事件の被害者が、物理的損害としては軽微なものであったにもかかわらず、加害者の少年に対し、それによって家族がどれだけ精神的に参っているかをどうしても伝えたいということで対話会に参加した事例が見られた<sup>17)</sup>。被害者の心情は被害者だけのものであり、それを他者が勝手に忖度することは適当でない。

これまでの保護観察における心情伝達制度でも、身体犯よりも、むしろ詐欺や業務上横領といった財産犯の被害者からの申出が多い<sup>18)</sup>。申出件数も毎年一定程度であり、それはそれで問題がないわけではないが、非常に多くの被害者から申出が殺到して現場が混乱しているという状況にはない。

さらに、仮釈放における被害者の意見聴取制度や保護観察における心情伝達制度においては、対象たる被害者の制限がないにもかかわらず、刑や保護

---

17) プライバシー保護のため、事案の内容を多少修正している。少年対話会は、「少年対話会による立直り支援について」（警察庁丁少発第229号平成19年11月21日警察庁生活安全局少年課長）で導入されたが、実務では全く行われていない。検討の内容については、修復的カンファレンス（少年対話会）モデル・パイロット事業研究会『修復的カンファレンス（少年対話会）モデル・パイロット事業報告書』警察庁（2007）、植木百合子「修復的カンファレンス（少年対話会）モデル・パイロット事業報告書の概要について」警察学論集61巻4号（2008）83頁以下、太田達也「警察における修復的司法としての家族集団協議（Family Group Conferencing）の理念と可能性——軽微事犯少年の再非行防止と被害者・地域の立ち直り・回復に向けて」警察政策7巻（2005）20頁以下、高橋則夫「『少年対話会』の意義と限界——修復的司法の可能性」早稲田大学社会安全政策研究所紀要2号（2009）33頁以下参照。

18) 伊藤富士江＝中村秀郷「更生保護における犯罪被害者等施策の現状と課題——心情伝達制度の全国の実施状況の分析を中心に——」上智大学社会福祉研究39号（2015）5頁、太田達也・前掲注(11)270頁、左近司彩子「更生保護における犯罪被害者」被害者学研究28号（2018）162頁。

処分の執行段階における被害者心情聴取及び伝達制度では制限を設けるとい  
うのも、政策的な一貫性を欠く。受刑者が刑事施設に収容されたにもかかわらず、一部の者は心情聴取や伝達が認められるのに、それ以外の被害者は、仮  
釈放の申出が行われるまで、或いは受刑者が仮釈放になるまで待ちなさいと  
いうことになってしまう。また、特定の被害者を制度の対象から除外するこ  
とは、司法から軽視されているという印象を当該被害者に与えかねない。

## 2 制度の告知方法

折角良い制度が出来ても、それが広く周知されなければ宝の持ち腐れにな  
りかねない。今回の刑や保護処分の執行段階における心情聴取及び伝達制度  
についても、平素から広く広報に努めるとともに、犯罪被害者に対しても、  
適宜、制度について告知する必要がある。

現在の仮釈放意見聴取や保護観察の心情伝達制度は、検察庁の被害者等通  
知制度を利用した被害者に制度の告知をしているとされているが<sup>19)</sup>、必ず  
しも利用者は多くない<sup>20)</sup>。その原因は必ずしも明らかではないが<sup>21)</sup>、被害  
者への制度告知の仕方が十分かどうかということは検証されてしかるべきで  
ある。

さらに、全国の被害者支援センターや地方公共団体の被害者支援担当部署、  
法テラス等でも制度の告知や説明を行う体制を整備する必要がある。刑や保  
護処分の執行段階における心情聴取を利用する際、被害者は支援者の付添い  
を希望することがあり得ることから、そのうえでも被害者支援団体による情  
報提供や支援は重要であろう。

19) 検察庁『犯罪被害者の方々へ』(2022) 48-49 頁。

20) 警察庁『令和 3 年版犯罪被害者白書』(2022) 72 頁。

21) 更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会は、事前の情報提供の不足  
や在り方、対象者の範囲、制度利用に当たっての利便性の低さや心理的負担の高さ、  
被害者のニーズに対する対応の不十分さを課題に挙げている。更生保護の犯罪被害者  
等施策の在り方を考える検討会『更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検  
討会』報告書(2020) 6-10 頁。

なお、判決が全部執行猶予の場合にも配慮が必要である。全部執行猶予の受刑者が再犯等により全部執行猶予を取り消され刑事施設で刑の執行を受ける際にも被害者には被害者等通知制度によりその旨の通知が行われることから<sup>22)</sup>、その場合にも被害者に対し心情聴取及び伝達制度の告知をする必要がある。全部執行猶予の受刑者も取り消しによって刑事施設に収監され、被害者の心情聴取及び伝達の対象となり得るからである。

### 3 申出・聴取場所

被害者心情聴取や伝達を利用するうえで、被害者はまず申出を行う必要がある。しかし、刑事施設や少年院は被害者の住所や所在地から遠方にあることが一般的であろうし、事件の受刑者や在院者が収容されている刑事施設や少年院に被害者が赴くことには不安や精神的負担を感じる場合もあろう。そこで、前稿では、受刑者や在院者を収容している施設とは別の刑事施設や少年院での申出を認めるにしても、特に刑事施設は不便な地域にあることもあるから、被害者が心情聴取や伝達の申出をする場所としては矯正管区の事務所が考えられるとした<sup>23)</sup>。しかし、矯正管区にしても、全国に8箇所しかないため、被害者がわざわざ遠方の矯正管区に出掛けることが負担となる場合もあろう。そこで、少年鑑別所であれば各都道府県の県庁所在地に設置されていることから、この少年鑑別所において被害者が申出を行うことができるようにすることも一案であろう。

心情聴取の場所としても、刑事施設や矯正管区のほか、少年鑑別所が考えられる。少年鑑別所には心理学や教育学等を専門とする心理技官が配置されているし、一般の方からの青少年に関する相談等を行うため法務少年支援センターも設置されていることから、外部の者が利用しやすい環境にある。厚い壁に囲まれた刑事施設よりも訪問しやすい雰囲気がある。

---

22) 「被害者等通知制度実施要領について（依命通達別紙）」平成 11.2.9 刑総 163 刑事局長通達（最終改正令和 2.10 刑総 1022）第 3(5)イ。

23) 太田達也・前掲注(1)915 頁。

また、いずれにしても、矯正施設や管区には、被害者のための専用電話を設けることが必須となろう。

#### 4 聴取及び伝達担当者

法律上、心情聴取の主体は刑事施設の長や少年院の長となっている（改正刑事収容施設法第 84 条の 2 第 3 項本文、改正少年院法 23 条の 2 第 2 項本文）。実際の聴取に当たるのは、刑事施設における分類担当か教育担当の刑務官、少年院では教育担当の教官ということになろう。但し、受刑者や少年の処遇に直接携わっている者が被害者とのやりとりに直接関わるのは役割葛藤という点で必ずしも適当でないであろう。保護観察における被害者支援制度を提案した際も、更生保護の実務家から、そのようなことをしたら保護観察官が更生保護と被害者支援の板挟みになり処遇が困難になるという批判がなされたこともある<sup>24)</sup>。そこで保護観察官から被害者支援を担当する者を指名し、被害者支援の業務に当たる間は保護観察を担当せず被害者支援の業務に専念することを提案し<sup>25)</sup>、そうした制度となったわけである。

そこで、刑事施設や少年院、少年鑑別所においても、被害者支援を担当する被害者担当官を指名して、被害者との連絡調整や聴取を担当させ、受刑者や在院者の処遇には従事しないようにすることが考えられよう。勿論、こうした被害者支援を担当する者に対しては、被害者の心情や被害者支援制度についての理解を促すための研修を行う必要がある。しかし、心情聴取の目的の一つが被害者の心情等を的確に把握して処遇に活かすことにあるとすれば、処遇担当者が被害者の心情等を正確に把握しておくことも重要であろう。また、被害者の心情を受刑者なり在院者に伝達する際に、心情録取書や心情陳述書を読み上げるだけでは効果的な心情伝達ができるか問題がないわけでは

24) 佐藤繁實「被害者と更生保護」法律のひろば 53 卷 2 号 (2000) 45 頁。

25) 太田達也「被害者に対する情報提供の現状と課題」ジュリスト 1163 号 (1999) 27-28 頁、同「犯罪被害者支援の国際的動向と我が国の展望」法律のひろば 53 卷 2 号 (2000) 12 頁。但し、保護観察以外の業務を兼務する場合が多い。更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会・前掲注(21)11 頁。

ないし、理解力の乏しい受刑者や在院者にわかりやすく被害者の心情を説明する際に、被害者の心情を勝手に解釈したり推測したりすることは適当でない。そこで、処遇担当者や心情伝達担当者も、聴取において同席するなり、オンラインで視聴する仕組みを設けることも考えるべきである。少なくとも、現在の保護観察における心情伝達のように、被害者担当官と処遇担当者（保護観察の場合、主任官）が聴取から伝達にかけて密接に連携をとる体制を構築することは必要であろう。

なお、法制審議会の答申では、刑事施設の長等は、聴取又は伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとされていた<sup>26)</sup>。しかし、実際の改正法には、この種の規定は置かれなかった。その理由は定かではないが、被害者から聴取した心情等は、矯正処遇や矯正教育に活用されるとともに、後の仮釈放や仮退院の申出や審理、更には保護観察においても配慮する必要があるのであるから、実施に当たっては更生保護機関との連携協力は不可欠であり、仮釈放審理や仮釈放が近い場合等、必要性に応じて保護観察官（委員会所属の観察官が保護観察所の被害者担当官）が心情等の聴取や伝達に立ち会うことも認められてしかるべきであろう。大規模な刑事施設には施設駐在官の保護観察官が配置されている。常駐しているわけではないし、その者が被害者支援のノウハウがあると、限らないが、こうした施設駐在官が関わるということも一案である。尤も、施設駐在の制度ができて以来、保護観察官が配置されている刑事施設の数は増えておらず、現在でも 10 施設程度であろう。

## 5 事前準備・聴取方法・付添い

被害者からの心情聴取に当たっては、判決謄本や保護処分決定書等を精査し、事前に事件の概要や被害者の状況についてできる限り把握しておくことが求められる。聴取担当者が、被害者と接する際、事件について十分に把握していないと、円滑なやりとりができず、時には事件に関心を持っていな

---

26) 答申別紙 2-4 四。

いかのように被害者に誤解されかねないからである。

心情聴取に際しては、被害者が聴取施設に赴いて被害者担当官等とやり取りをしながら被害者の心情や状況、受刑者又は在院者の生活及び処遇に関する意見等を聴取し、録取することになる。被害者の心情はきちんと整理されていない場合の方が多く、担当官の前で事件や被害者の思いを秩序だてて話すことができないであろうが、担当官はきちんと被害者の言葉に耳を傾けることが重要である。そうした語りと聞き取りのプロセスそのものが被害者にとっても心情の整理や安定に資することが指摘されている<sup>27)</sup>。

その際、担当者は、刑や保護処分<sup>28)</sup>の執行段階における心情聴取が受刑者や在院者への心情伝達のためだけに行われるものではないことを心に留めておく必要がある。被害の内容や影響、被害者の心情、受刑者や在院者の生活や行動に関する意見、矯正施設側に対する要望等、被害者が語る様々な内容をきちんと記録し、処遇要領の策定・変更<sup>29)</sup>に活かすほか、被害者の視点を取り入れた教育といった改善指導や生活指導の実施に当たって考慮することが求められるのである。

なお、心情聴取に臨む被害者には家族や支援者の付き添いが認められてしかるべきである。聴取の際に被害者が不安定になったりすることがあるからである。全国被害者支援ネットワークに加盟する全国の被害者支援センターには直接的支援として付添い支援があることから、矯正がこうした被害者支援団体と連携を図ることが望ましい。

## 6 聴取及び伝達の範囲

聴取の対象となるのは、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者若しくは在院者の生活及び行動に関する意見である（改正刑事収容施設法 84 条の 2 第 3 項、改正少年院法 23 条の 2 第 2 項）。被害者が犯罪によって受けた様々な損害や影響、事件や加害者に対する思いのほか、受刑

---

27) 井坂朱実「犯罪被害者等施策における実践——名古屋保護観察所の取組——」更生保護と犯罪予防 152 号 (2010) 325 頁。



者の処遇に関する意見や要望、受刑者に対する要求等を述べることができる。保護観察における心情伝達では、保護観察対象者が刑を言い渡されることになった罪以外のことについての聴取や伝達は認めないという方針が取られているが、被害者支援の観点からは適当でない。被害者が受刑者から受けた犯罪被害がすべて明らかにされ、訴追の対象となり、有罪になっているわけではない。捜査や立証の関係で起訴できなかった事実もあり得る。多量に飲酒し正常な運転が困難な状態で車を走行させて人を死に至らしめたことから危険運転致死罪が適用されるべきところでも、検察官が収集した飲酒量や血中アルコール濃度に関する証拠の制約から過失運転致死罪と飲酒運転で起訴せざるを得ないといったように、刑事裁判が真実を全て明らかにしているわけではない。被害者が刑事裁判に納得がいかない場合もある。聴取や心情伝達の内容を、刑事裁判の事実認定に限定することは、被害者の思いを蔑ろにするだけでなく、時には真実を覆い隠すことにもなりかねない。

心情聴取や伝達に関する改正法の規定も、「受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者」（改正刑事収容施設法84条の2第1項）或いは「在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者」（改正少年法23条の2第1項）としているだけで、被害者の限定は係っているが、聴取や伝達の対象である「被害」には制限はない。公判の被害者参加制度における意見陳述は「訴因として特定された事実の範囲内」（刑訴316条の38第1項）でなければならないが、これは事実認定や量刑の前の段階であり、たとえ証拠にはならないとしても、訴因決定権のない被害者参加人が訴因外のことについて意見を述べることは（訴訟進行上）適当でないと言われたからであって、刑や保護処分の執行段階における心情聴取や伝達にその理屈は当てはまらない。

従って、裁判や審判で認定されなかったような事実や法的評価（法律の適用）であっても、被害者にとっては「事件」の一部であり、「被害」であるのであり、そうした事実や評価を関連性及び相当性がないとして、その部分は聴取しないとか、伝達しないとすることは、被害の全体像を覆い隠し、被害者に却って二次被害を与えることにもなりかねない。勿論、そうした事実

や評価を仮釈放審理や保護観察の遵守事項の設定等に反映することは許されるべきではない。しかし、そうした被害者の「思い」を施設側がきちんと受けとめたいうえで、適切な形で処遇に活かしていくべきである。また、心情伝達においても、被害者が刑事裁判や審判での事実や法律の適用について悔しい思いをもっているということを伝えることは、決して不当なことであるとは思えない（勿論、受刑者や在院者がそれを認めるかどうかは別の問題である）<sup>28)</sup>。もし、信憑性が著しく乏しいような内容であれば、改正刑事収容施設法 103 条の 4 項但書又は改正少年院法 24 条 5 項の規定に基づき、相当でないとして当該部分の伝達をしなければよい。

## 7 事後通知とケア

受刑者又は在院者に対し心情の伝達を行った場合、その旨を被害者に通知することになる<sup>29)</sup>。被害者が希望する場合は、伝達した際の受刑者の態度や発言内容等を被害者に伝えることもできるようにすべきである。保護観察における心情伝達においても、伝達時の対象者の様子や発言について被害者に通知している<sup>30)</sup>。ただ、受刑者や在院者の中には被害者の心情伝達に対し反発したり、態度を硬化させたりする場合もあるから<sup>31)</sup>、被害者に受刑者や在院者の反応を伝えることで、被害者が大きな精神的被害を被ることもあり得る。しかし、だからといって勝手に施設側が受刑者や在院者の態度や発言をなかったことにしたり、内容を変えて被害者に通知したりすること

28) 例えば、被害者が「裁判ではついに最後まで真実が明らかになりませんでした、あなたは実は 1 升を超えるお酒を飲んで自動車を運転し、私の家族を轢いた後、逃げて多量に水を飲んでから出頭したと私は思っています。あなたは、危険運転致死の罪でもっと重い刑に服すべきだったのです。」と言うことは不相当であろうか。

29) 太田達也・前掲注(1)917 頁。

30) 堤美香「保護観察所における『心情等伝達制度』の運用」更生保護 72 卷 12 号 (2021) 34 頁以下、同「更生保護における犯罪被害者等施策の現状と課題——被害者等の声を加害者に届ける心情等伝達制度の運用事例——」家庭の法と裁判 34 号 (2021) 147 頁以下に伝達後の対象者の発言や態度の実例（成功例）が紹介されている。

31) 左近司彩子・前掲注(18)163 頁以下。

は適当でない。どのような内容であれ、被害者が受刑者や在院者の反応を知りたいという場合もあるし、損害賠償の請求等において後に被害者が受刑者や在院者と間接的ながら接触する場合があるので、心情伝達後の経緯はきちんと伝えておかないと、後でトラブルの元になる。また、仮釈放や仮退院の被害者意見陳述において被害者が意見を述べるうえでも、こうした受刑者や在院者の反応は判断材料になり得るからである。しかし、被害者に不要な精神的ショックを与える事も得策でないから、心情伝達の申出に際しては、こうしたリスクがあることは被害者にきちんと説明し、そのうえで、伝達時の受刑者の言動についての通知を希望するかどうかを確認しておくことが必要であろう。

また、心情伝達の結果だけでなく、被害者は、自身の心情や意見を踏まえてどのように処遇が行われたのかということに関心を有していることから<sup>32)</sup>、心情聴取や伝達後の処遇の経過についても被害者に通知することが望ましい<sup>33)</sup>。現在の被害者等通知制度では、受刑者の場合、処遇との関連では作業名や改善指導名、制限区分、優遇区分、懲罰の状況といった形式的な内容しか通知されていない<sup>34)</sup>。しかし、被害者が知りたいのは、受刑者や在院者が事件をどう受けとめているのか、本当に事件を真摯に受けとめ、反省を深めているのか、被害者から聴取した心情や意見がどのように処遇に活かされているか、その結果、受刑者や在院者がどのように変化したのかであって、単なる

---

32) 保護観察における心情伝達についても、そうしたニーズがあるとされる。更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会・前掲注(21)8頁。

33) 阿部千寿子「矯正・更生保護における犯罪被害者——被害者施策及び加害者処遇両面からの考察」同志社法学 72 巻 7 号 (2021) 663 頁。

34) 「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について (依命通達)」平成 19.11.22 刑総 1576 刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達 (最終改正令和 4.3 刑総 213) 別表第 1。少年院に収容された在院者の処遇状況については、個人別矯正教育目標のほか、問題行動指導及び被害者心情理解指導の状況を通知することになっているが (同別表第 4。「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の運用について (通知)」令 4.3.30 矯少 15 矯正局少年矯正課通知)、どの程度、具体的な内容になっているかは実務家の指摘を待ちたい。

改善指導の名称ではない。そこで上記のような内容を、心情聴取や伝達を行った被害者のうち希望者に対して通知ないし説明する機会を設けることが望まれる。

しかし、現実問題として、処遇の状況を客観的に文章化するのは極めて困難な作業である。そこで、通知書を送るという形ではなく、処遇担当者や被害者支援担当官から被害者に口頭で説明することが考えられる。処遇担当者の主観を完全に排除することはできないが、その必要もないように思われる。そうしたことから、被害者への処遇状況等についての説明は、被害者等通知制度として行うのではなく、被害者心情聴取及び伝達制度の一環として被害者に行うことが望ましい。そうすることで、被害者等通知制度の制約を受けることもない。

他方、被害者は、心情聴取や伝達をするに当たって、被害の現実と改めて正面から向き合わなければならなくなり、大きな心理的・物理的負担を負う。また、心情伝達に対し、受刑者が反発したり、贖罪を拒否したりした場合、被害者は更にショックを受けることになる。また、心情伝達によって、受刑者から逆恨みされているのではないかとの不安にかられ、将来の釈放に怯えることもあり得る。こうした被害者の抱える不安や負担が最小限になるよう、刑事施設の被害者支援担当官は被害者に適切な情報提供や助言を行うよう配慮する必要がある。しかし、それだけでは十分ではないから、刑事施設や少年院が被害者支援センター等の民間団体と連携を図り、その相談員や直接支援員が、聴取や伝達時から被害者に付き添い、その後のメンタルケアを行うような体制を構築する必要がある。また、聴取や伝達に当たって、損害賠償についての法律相談を希望する被害者もいるであろうから、懸案となっている刑の執行段階（更に言えば、事件発生段階から）における被害者支援弁護士制度を創設し、被害者の法的支援に当たる仕組みを考えなければならない。

## 8 再度の聴取・伝達

被害者が2度目、3度目といった複数回の心情聴取や伝達を希望する場合もあろう。前の心情伝達の結果に関する通知を受け、改めて受刑者や在院者

に伝えたい事や、処遇に当たって考慮してほしい事ができたりする場合もあるからである。刑期が長い受刑者の場合、被害者等通知制度により提供された受刑者の情報や、被害者側の事情の変化等によっては、改めて施設側伝えたい事や受刑者に伝えたい事項が生じる場合もある。保護観察における心情伝達においても複数回心情伝達を行う例が見られ、時には毎月のように聴取と伝達を繰り返したケースも報告されている<sup>35)</sup>。刑や保護処分執行段階における心情伝達も、同様に複数回の利用を認めるべきである<sup>36)</sup>。

しかし、聴取をした結果、内容が前回のもものと全く同じ内容であったりした場合には、それだけで聴取自体が不当になるわけではないものの、たとえ被害者が受刑者や在院者に伝達を希望した場合でも、不当とされることもあり得よう。但し、例えば、前回の心情伝達で刑事施設収容中から被害者に賠償金を定期的に払うよう受刑者に伝えたにもかかわらず、受刑者がこれに全く応じていないような場合、その理由も含めて改めて同様の内容を受刑者に伝達を希望する場合は十分にあり得ることであるから、内容の同一性だけでなく、その心情等の趣旨について個別に判断する必要がある。

## 9 矯正処遇や矯正教育における聴取及び伝達内容の考慮

冒頭で述べたように、被害者の心情聴取及び伝達制度は、犯罪被害者の心情充足や損害回復を図るとともに、受刑者や在院者に対する効果的な処遇を実施することを目的としており、そのことがまた翻って被害者支援にも繋がることになる。

刑事収容施設法施行以後、刑事施設においては被害者の視点を取り入れた教育（R4）が特別改善指導として行われ、少年院でも被害者の視点を取り入れた教育が特定生活指導として行われている。改善指導の標準プログラムを定めた通達には、「自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って

---

35) 左近司彩子・前掲注(18)163-165頁。

36) 阿部千寿子・前掲注(33)663-664頁、太田達也・前掲注(1)914頁。

対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること」が被害者の視点を取り入れた教育の指導目標とされている<sup>37)</sup>。しかし、これまでの被害者の視点を取り入れた教育は受刑者や在院者に被害者の心情を一般論として理解させることに主眼を置いてきた。

しかしながら、犯罪被害の影響や被害者の抱える事情は事件によって様々である。受刑者が自らの犯罪行為が被害者に与えた本当の影響や被害者の状況を正しく理解してこそ真の更生が始まるとすれば、受刑者は自身の事件の被害者の状況を正しく理解することが求められるし、施設側も、被害者の心情や事情を正しく理解してこそ、より効果的な処遇を行うことが可能となる。刑や保護処分<sup>38)</sup>の執行段階における被害者心情聴取及び伝達制度は、施設側が被害者の状況や心情を正確に把握したうえで、受刑者が被害者の受けた被害の現実を正しく理解できるようにすることを目的としている。

しかし、課題もある。刑や保護処分における心情聴取及び伝達制度は、刑や保護処分が確定し、刑事施設や少年院に収容された時点から適用があり、被害者が直ちに申出を行うことも制度上可能である。しかし、施設に収容されたばかりでは、受刑者や在院者が、未だ施設での生活や将来に対する不安から精神的に不安定な状況にいたり、自らの犯罪行為を見つめ直す余裕がなかったりする場合もあろう。被害者から心情を聴取し、それを施設側の参考にすることは入所当初から行うことに問題はないが、被害者が心情伝達を希望する場合、何らの処遇や教育も行われていない段階で被害者の心情を伝えても、受刑者や在院者がそれを受け止めるだけの心の準備ができていなかったり、心の動揺を招いたりすることがあり得るため、時期尚早ということはある<sup>38)</sup>。規定上、心情を伝達することが当該受刑者や在院者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でない認めるとき

---

37) 「改善指導の標準プログラムについて (依命通達)」平成 18.5.23 矯成 3350 矯正局長依命通達 (最終改正平成 30.3 矯成 930) 別紙 4。

38) 太田達也・前掲注(1)916 頁。

は伝達しないことも認められているから（改正刑事収容施設法 103 条 4 項、改正少年院法 24 条 5 項但書）、伝達を先延ばしにすることが適当な場合もある。その場合、伝達を希望した被害者には、受刑者や在院者の状況等、伝達できない理由を詳しく説明して理解を求める努力は必要である。

しかし、いつまでも被害者の心情を伝達しないということも、受刑者や在院者が精神疾患に罹患しているなど特別な場合を除いては、適当でなからう。受刑者や在院者は、いずれ被害者のいる社会に戻るものであり、時には損害賠償請求訴訟で被害者と関わることもあるのであるから、受刑者や在院者を被害者の心情から遠ざけてばかりでは、却って問題を大きくすることもあるからである。

一方、被害者の視点を取り入れた教育の実施時期も再検討する必要がある。順序からすれば、受刑者や在院者が被害者の視点を取り入れた教育を受け、被害者の状況というものを理解したうえで、被害者からの心情伝達を受けることが望ましいであろう<sup>39)</sup>。しかし、受刑者の場合、従前、被害者の視点を取り入れた教育は刑期の後半で行われる場合が多く、長期や無期の受刑者になると、収容から 20 年や 30 年が経過してから行われることもあった<sup>40)</sup>。入所当初は、自分の非を認めず、犯行を被害者や他人のせいに行っているような受刑者が、時間の経過に伴って（それだけではないが）、自分の行いを見つめ直すようになることはあるとされるが、流石に事件や入所から何十年も経ってから、被害者の心情を理解させるのは余りに時宜を逸していると言わざるを得ない<sup>41)</sup>。被害者心情聴取及び伝達制度導入後は、心情伝達の可能性も考え、教育の実施時期を早期化するなど工夫していく必要があろう<sup>42)</sup>。

しかし、余りにも入所から早い時点で被害の現実と直面させても、それを受け入れるだけの余裕がないか、却って反発することもある。現在、受刑

---

39) 大谷真吾・前掲注(14)37-38 頁、42 頁。

40) 板垣尚孝「千葉刑務所における『被害者の視点を取り入れた教育』について」更生保護 66 巻 10 号 (2015) 24 頁以下、大谷真吾・前掲注(14)39 頁、宗田貴宏「山形刑務所における『被害者の視点を取り入れた教育』の現状と課題」刑政 132 巻 6 号 (2021) 49-50 頁。

者の場合、被害者の視点を取り入れた教育は本番→フォローアップ又はメンテナンスという順序で処遇が行われている。しかし、入所から余り時間を置かないで被害者の視点を取り入れた教育を行う場合、被害者の心情理解や贖罪の考察といったところまで深入りせずに、一般的な被害者の状況や心情について受刑者に示すに止める方がよいかもしれない。或いは、すぐに被害者の話題に入らずに、受刑者自身の人生を振り返らせ、人生で良かったこと、悪かったこと、楽しかったこと、悲しかったこと、人を喜ばせたことや悲しませたことといった自分史に取り組むような処遇から始めることも一案である。

そして、一定の時間を置いた後に、2 度目として、グループワークやワークブックといった現在のような被害者の視点を取り入れた教育を行い、被害者の心情聴取や伝達が実施された場合は、当該被害者の心情の理解や被害者の望む対応について考えさせるといったように段階的に指導していくのである。こうした複数回の教育を以前から実施している刑事施設もあるが<sup>43)</sup>、今後は、被害者の心情聴取や伝達を間に挟み込む形で実施していく方法を検討する必要がある<sup>44)</sup>。

さらに、時期の問題を言うならば、受刑者の処遇要領や在院者の個人別矯正教育計画の策定との関係も考えなければならない。今回の法改正により、

---

41) 長い期間の経過によって、受刑者が自分の都合の良いように記憶を書き換えたりして正当化したりしている場合がある。山下嘉一「体験を重視した『被害者の視点を取り入れた教育』——LB 指標受刑者グループ (R4) に対する Victim Impact Panel の実践」刑政 122 卷 11 号 (2011) 118 頁。また、老化や認知症等が影響して、自分の事件の記憶を無くしてしまうという問題もあろう。

42) 法務省「刑事施設における『被害者の視点を取り入れた教育』検討会」議事要旨 第 2 回 (2020 年 10 月 9 日) 2 頁、5-6 頁、第 3 回 (2020 年 11 月 9 日) 4 頁。あと、被害者の視点を取り入れた教育の対象者となっていない受刑者等の被害者が心情聴取や伝達を希望した場合のため、教育の対象拡大や個別処遇の在り方を検討すべきとするものとして、阿部千寿子・前掲注(33)662 頁。保護観察の心情伝達では詐欺や横領といった財産犯の被害者等も多いことを考えると、そうした財産犯の被害者から心情聴取や伝達の申出があった場合の処遇への活用は課題であらう。



受刑者の処遇要領を定めるに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者より聴取した心情等を考慮するものとする<sup>43)</sup>とされている（改正刑事収容施設法 84 条の 2 第 1 項、改正少年院法 34 条 4 項）。しかし、処遇要領は受刑開始後の受刑者の調査に基づいて策定され、特に改正刑事収容施設法（但し、3 年後の政令で定める日で施行される分）で処遇要領は「できるだけ速やかに定めるもの」とされたことから（改正刑事収容施設法第 84 条 3 項）、この時点ではまだ被害者の心情聴取が行われていないのが一般的であろう。少年院の個人別矯正教育計画も、在院者が入院し、矯正教育課程を指定したときに策定するものとされていることから（改正少年院法 34 条 1 項）、同様である。しかし、受刑者の場合、刑執行開始時調査において判決書等から被害者の意向等がある程度判明していればよいが<sup>45)</sup>、そうでない場合は、具体的な被害者の心情や状況等を考慮したものとすることは難しく、一般論としての被害者の心情を前提としたものにならざるを得

---

43) 法務省矯正局成人矯正課「刑事施設における『被害者の視点を取り入れた教育』について」刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会第 1 回（2020 年 9 月 10 日）資料。2012 年の「被害者の視点を取り入れた教育」検討会でも段階的な指導が提案されている。矯正局成人矯正課＝少年矯正課・前掲注(7)57-58 頁。筆者の「修復的矯正」の理念においても、受刑者サイト、被害者サイド、コミュニティサイドについて、段階的に情報収集や処遇、対話を進めていくことを提案した。太田達也・前掲注(13)11-17 頁、同・前掲注(1)918-921 頁。

44) 法務省矯正局の刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会を踏まえて、その方向で標準プログラムの改訂が進められている。大谷真吾・前掲注(14)37-40 頁。

45) 刑執行開始時調査は、刑の執行を開始した日からおおむね 2 月以内に終了するよう努めるものとされている。「受刑者の処遇調査に関する訓令」平成 18.5.23 矯成訓 3308 法務大臣訓令（最終改正平成 21.3 矯成訓 1400、12 矯成訓 6473）第 6 条 4 項。訓令上、刑執行開始時の調査項目には特に被害者の事項は掲げられていないが、処遇調査に関する依命通達の別紙様式の処遇調査票には、「被害者等の状況」として、被害者本人の氏名、被害者等の住所・連絡先、本人との関係、心身の状況、生活状況、被害に関する心情、被害者等に対する謝罪・被害弁償の状況その他参考事項が掲げられている。「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について（依命通達）」平成 18.5.23 矯成 3309 矯正局長依命通達（最終改正平成 28.5 矯成 1423）別紙様式 7。

ない。少年院の個人別矯正教育計画の策定も、同様であろう。従って、被害者の心情聴取の申出がなされ、聴取が実施された場合には、そこで示された被害者の心情等を踏まえて処遇要領や個人別矯正教育計画を変更することが必要となる（改正刑事収容施設法第 84 条の 2 第 1 項後段、改正少年院法 34 条 8 項）。

## 10 仮釈放の申出や保護観察との連携

仮釈放の申出は、「悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をすることおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるとき」にしなければならず（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則<sup>46)</sup>12 条 1 項。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない）、同様の基準が認められるときに仮釈放を認めるものとされている（同 28 条）。このうち悔悟の情の判断においては、「申出に係る刑を言い渡される理由となった犯罪の被害の実情についての認識」を考慮するものとされており、改善更生の意欲の判断においても、「被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容」や「刑事施設における矯正処遇又は少年院における矯正教育への取組の状況」を考慮するものとされている。また、消極的許可基準たる社会の感情の判断においても、被害者等の感情を考慮するものとされている<sup>47)</sup>。地方更生保護委員会による仮釈放の審理においても、同様の判断基準が規定されている<sup>48)</sup>。少年院からの仮退院の申出や許可においても、被害者の実情についての認識や被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容について考慮するものとされている<sup>49)</sup>。

従って、これまでも、仮釈放や仮退院の申出や審理において被害者の心情

---

46) 平成 20 年法務省令第 28 号。

47) 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（依命通達）」平成 20.5.9 保観 325 矯正局長・保護局長依命通達（最終改正令和 4.3 保観 24）第 2-5(1)ア、同イ（ア）、（イ）、同オ（ア）。

や状況については考慮されていたが、今後、被害者の心情聴取や伝達が行われ、被害者の具体的な心情や状況、損害賠償等の要求がより具体的な形で示されることになるため、これらを仮釈放や仮退院の申出や審理においてどのように判断すればよいのか、難しい問題が生じる。仮釈放や仮退院の目的は、社会内処遇の機会を設けることで、対象者の改善更生や再犯防止を図ることにあるから、被害者の心情等の評価によって、仮釈放や仮退院が消極化するようなことがあってはならない。満期釈放となってしまえば、社会内処遇を行わず、再犯の可能性が高まるばかりか、保護観察において被害者の損害回復に向けた指導を行うこともできなくなるからである。受刑者や在院者の再犯によって新たな被害者を生むことは、元の被害者の意向にも反することになる。考えてみれば、刑や保護処分の実行段階における被害者の心情聴取及び伝達では、被害者の心情等を踏まえたうえで矯正処遇や矯正教育を行い、被害者に対する贖罪や賠償に向けた努力を施設収容中から行わせ、それらを踏まえて仮釈放・仮退院の判断を行うことになるから、受刑者や在院者の更生に向けた真摯な努力が評価されることになるという点では、むしろ当たり前のことである。これまでのように、仮釈放審理が始まってから、被害者の仮釈放に対する賛否を聴取するよりははるかに建設的である。従って、被害者から聴取したり、受刑者や在院者に伝達した心情等については、地方更生保護委員会や保護観察所と情報を共有しておく必要がある。

---

48) 同上第2-7(2)ア、同エ、第2-7(5)イ(ア)。しかし、留意事項として、被害者等の感情を含む社会の感情とは、それらの感情そのものではなく、刑罰制度の原理・機能という観点から見た抽象的・観念的なものであるとされている。刑罰制度の原理・機能という観点から見た抽象的・観念的なものとしての被害者等の感情という概念が不明であるばかりか、同じ第2-7(5)イでは、改めて被害者等の感情を考慮すべきとしていて、これには先の「社会の感情」としての被害者等の感情の説明が妥当するのか、それとも抽象的・観念的な被害者等の感情とは別に、具体的な被害者等の感情を考慮すべきとしているのか判然としない。

49) 同上第2-5(3)ウ、エ、第2-9(3)、(4)、(12)。

## 11 少年院在院者の場合

本章で検討した心情聴取及び伝達の課題の多くは、少年院在院者についても妥当する。しかし、在院者の場合、その特性や保護処分の性質から受刑者とは異なった配慮が必要となる。

受刑者（成人）に当てはまる場合もあるが、特に在院者は、精神的に脆弱で、事件の影響や少年院への入所から不安定な心理状態にある場合が少なくない。従って、被害者から心情等の聴取を行い、在院者の矯正教育の参考にするのはよいが、被害者が在院者への心情伝達を申し出た場合、在院者に被害者の心情等を伝達するか否か、或いはいつ伝達を行うかの判断は慎重に行う必要がある。

親から虐待されたり、学校や職場等でいじめやハラスメントに遭っていたりするなど、在院者には被害者としての経験をもつ者も少なくない。そうした在院者の被害者性に対するケアが行われないうまま、加害者性ばかりに目を向け、被害者の心情伝達を行っても十分な効果は得られないであろう。だからといって、自らの行為が招いた現実から目を背けさせてばかりでもいけない。在院者は、好むと好まざるとに関わらず、いずれ被害者のいる社会に戻ることになるのであり、時には民事訴訟等で被害者と関わり、損害賠償の責任を果たしていかなければならない。被害者の視点を取り入れた教育を含めた矯正教育が行われ、在院者が自分の事件に向き合うだけの姿勢ができた時点を見計らって、心情伝達を実施することが望ましいであろう。

また、在院者に対する被害者の視点を取り入れた教育の目標を何処に設定するかも悩ましい問題である。被害者の視点を取り入れた教育（特定生活指導）や被害者心情理解指導（生活指導）の目標の一つが「自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識する」<sup>50)</sup> ことにあることは間違いなく、これだけでも十分ハードルが高い目標であるが、さらに被害者への贖罪や損害賠償に向けた意思形成まで図らな

---

50) 「特定生活指導の実施について（通知）」令和 4.3.30 矯少 51 矯正局少年矯正課長通知 別紙 1。

ればならないとすると、そのハードルは更に高くなる。改正少年院法施行前の現時点での上記通知では、先の目標に加え、「被害者及びその家族（中略）に対する謝罪の意思を高め、誠意をもって対応していくための方策（中略）について考えること」<sup>51)</sup>が特定生活指導の目標とされている。やや曖昧な形で規定されているが、この被害者等に対し「誠意をもって対応していく」ことに損害賠償が含まれるとすれば、少年院での被害者の視点を取り入れた教育において、在院者に被害者への損害賠償の現実と計画を考えさせなければならないことになる<sup>52)</sup>。しかし、年少の在院者に対し、非常に高額の損害賠償の支払義務を示すことが、果たして更生に向けた道筋の順序として正しいのか疑問がないわけではない。かといって、被害者に重大な損害を与えていながら、その責任から逃れることが当然であるかのような扱ひも適当でなかろう。特に、特定少年の場合、民事的には完全に成年であり、保護者にも損害賠償責任がないわけであるから、その責任から目を背けさせるわけにもいかない。その兼ね合いが非常に難しく、今後、改正少年院法の施行に向けて、また施行後も、実務においてどのような指導を在院者に行っていくべきかが模索されなければならない。

また、現在の少年院における処遇期間内に被害者の心情理解や謝罪等の決意という処遇目標に到達することができるのかも課題である。一般の長期処遇の場合、1年足らずしか期間がないことから、この短い期間に、在院者の心情の安定を図り、非行の背景となった要因や逆境的な体験に対しても対応しつつ、被害者の視点を取り入れた教育を行い、そのうえで心情伝達を行って、被害者の現実と向き合わせ、被害者に対する責任を果たしていく決意を持たせるのは、スケジュール的にかなり厳しいものがあるだろう。特に、特定少

---

51) 同上。

52) 一般の生活指導として行われている被害者心情理解指導について、その内容は、「被害者の心情を理解させるための指導」と「自らの責任を自覚し、罪障感及び慰謝の気持ちを深めさせるための指導」とされている。「被害者心情理解指導の実施について（通知）」平成27.6.1 矯少190 矯正局少年矯正課長通知2（1）。少年が自覚することを求められている「責任」には、損害賠償責任も含まれるのであろうか。

年の場合、犯情の軽重を考慮して収容期間が定められていることから（少年法第 64 条 3 項）、ある程度、被害の重大性は加味されているとはいえ、在院者の要保護性によっては、生活指導に時間がかかることもあり、被害者の心情理解を含めた処遇目標にまで到達できるか問題である。しかし、自らが行った行為の結果や影響を十分に受けとめられないまま、決められたゴールに向け時間に追い立てられるように進級や仮退院の手続が進んでいくのも本末転倒のような気がするの筆者だけであろうか。

他方、在院者の場合、保護者への対応も課題となる。在院者の非行の背景には保護者の養育環境や態度が密接に関わっている場合が少なくなく、在院者が社会復帰する際にも保護者の引受けや環境改善が不可欠である（保護者に監護能力があるなど、それが適切な場合に限られるが）。2014 年の少年院法制定時に保護者に対する協力要請や指導・助言等の規定が入ったのもそのためである（17 条）。そうした観点から、在院者に被害者の心情等を伝達する場合、在院者の保護という観点からも、また保護者に対する責任の自覚という観点からも、同席を求めることが望ましい場合がある<sup>53)</sup>。現在の、保護観察における心情伝達においても、在院者の場合、保護者の同席を求める場合があるという。

被害者自身が、心情伝達に際し、保護者の同席を求める場合もあるであろう。特に、在院者が未成年者（18 歳未満）である場合、被害者が保護者に対する損害賠償請求の意向をもっている場合があることから、在院者だけでなく保護者にも同席を求めることが必要となる。但し、法律上はあくまで心情伝達の対象者は在院者となっており、保護者に同席を強制することはできない。反対に、保護者が在院者を虐待していたような場合や、保護者が在院者の引受を拒否している場合など、在院者と保護者の関係などから同席が望ましくない場合も考えられる。心情伝達の際に保護者を同席させるかどうかは、

---

53) 2004 年の「被害者の視点を取り入れた教育」研究会でも、少年の親に被害者についての理解を深める教育を行う必要性が指摘されている。矯正局教育課・前掲注(7) 69 頁。

被害者の意向や在院者と保護者の関係から判断すべきであろう。同席が難しい場合でも、被害者の心情の内容によっては、在院者とは別に、被害者の心情等を保護者に伝えることは行い得るであろう。

## 12 精神障害者への対応

受刑者や在院者の中には知的障害や精神疾患といった精神障害を持った者がいる。そうした精神障害のある受刑者や在院者の被害者が心情聴取や伝達を希望する場合、特別な配慮が必要になる。受刑者や在院者の障害や疾患の状態については、個人のプライバシーに属する情報であり、被害者等通知制度でも被害者に通知できる内容になっていないことを考えると、被害者に開示することは控えなければならない。しかし、事件当時から犯罪者に精神障害がある場合、公判や少年審判を通じて被害者はその事実を知っていることが多いであろうから、被害者が判決や審判決定について知り得た受刑者や在院者の状態を前提としながら、被害者の心情等、特に受刑者又は在院者の生活及び行動に関する意見を聴取すべきであろう。例えば、どういった内容であれば受刑者や在院者が理解できるか、どのような表現を用いるかは、被害者支援担当官が被害者に助言しながら、心情等を録取することが望ましい。勿論、被害者の心情や意見を取えて曲げさせるようなことは被害者への二次被害ともなりかねないので、被害者の心情は最大限尊重するという姿勢は堅持しなければならない。

次に、被害者が心情等の全部又は一部の伝達を希望する場合でも、受刑者や在院者の心身の状態が非常に不安定であったり、被害者の録取書（又は陳述書）の理解が困難であったりする場合は、伝達の可否や時期を判断せざるを得ない。もし、伝達が相当でないと判断されたとき、或いは伝達を当分延期せざるを得ないときは、被害者に許される範囲でその理由を説明すべきであろう。

将来の検討課題としては、心神喪失者等医療観察法（以下、医療観察法という。）に基づき入院や通院の決定を受けた者の被害者への配慮である。触法行為により重大な被害を受けた被害者にとって、加害者が責任能力者であ

ろうと、無能力者であろうと、被害の現実に何ら変わりはない。立法時より医療観察法には審判の傍聴（47条）や審判結果の通知（48条）といった被害者へ配慮する規定が置かれているし、入院や通院決定後の情報提供についても、遅まきながら、2018年から被害者等通知制度とは別に一定の情報提供を行っている<sup>54)</sup>。

そこで、更に進んで、医療観察法対象者の被害者に対し心情等の聴取を行うことを認めるべきかどうかである。しかし、精神障害があるとはいえ、責任能力が認められ受刑するに至った受刑者と異なり、医療観察法の対象者の大半は責任無能力の者である（全部執行猶予者を除く）。これまで多くの医療観察法の入院病棟を訪問したが、実際の医療観察法に基づく入院者に対して事件や被害者の事を理解させることは相当ハードルの高い課題であるというのが現場の主な見解であった。そうになると、たとえ被害者から心情等を聴取しても、それを治療や処遇に活用することは容易ではない。また、心神喪失者の場合、損害賠償責任がないことから、たとえ被害者が損害賠償を望んでいても、そうした指導を行うことはできない<sup>55)</sup>。

しかし、精神障害者も症状が安定したりして、自分の行った行為を考えることができるような状態になることもあるかもしれない。この点については、医療観察法の医療関係者や社会復帰調整官の指摘を待ちたいが、もしそうしたことがあるのであれば、被害者に心情聴取の要望がある場合、これを聴取したうえで処遇に活かすことが考えられなくもない。また、入院対象者が社会復帰医療の段階に入り、院外外出や外泊をするようになったり、最終的に退院となったりする時点で、被害者は近隣に帰住してこないか不安に駆られることもあろう。医療観察法の対象者の場合、被害者が親族である場合も多

---

54) 警察庁『令和元年版犯罪被害者白書』（2019）57頁。しかし、医療観察法の対象者についても、処遇段階や保護観察所による接触状況といった形式的な情報の提供だけでよいとは思われないことから、第4次基本計画の策定に際し情報提供の在り方について検討すべきことを提案した。第4次基本計画V-第2-2(2)。

55) 但し、監督義務者や代理監督義務者がいる場合、賠償責任を問うことができる場合もある。



いことから<sup>56)</sup>、生活環境調整において被害者たる家族に対して自ずと引受の当否について確認することになるが<sup>57)</sup>、被害者が親族以外の第三者である場合、被害者の意向を確認することは重要である。そうなると、将来の立法論としては、医療観察法対象者の被害者についても、心情等の聴取や伝達制度の導入は検討されてしかるべきであろう。心情伝達に際しては、相当性の判断や伝達の内容や方法等について慎重な対応が求められることは勿論である。

### 13 死刑確定者の被害者による心情聴取・伝達

既に前稿において主張したことであるが、やはり将来の立法論としては、死刑確定者についても被害者の心情聴取や伝達の道を開くべきである<sup>58)</sup>。死刑事件は特に重大事件であるから、犯罪者に心情を伝えたいとか事件について問い質したいという被害者のニーズは一層強い場合が少なくないと思われる。しかし、裁判によって、被告人が無期刑を言い渡されれば被害者には心情聴取や伝達の機会が認められるのに、死刑判決が出た場合、それが被害者の意に沿うものであっても、一切心情聴取や伝達が認められないというのは不合理である。

死刑確定者は、死刑の執行がされれば、被害者が心情を伝えることも、損害賠償を請求することも永遠にできなくなってしまう。死刑が執行される前に死刑確定者に被害者の辛い心情や死刑確定者がなすべきことを伝えたいと

---

56) 安藤久美子ほか「(日工組社会安全研究財団 2010 年度一般研究助成最終報告書) 医療観察法における通院処遇対象者の社会復帰の促進と再他害行為防止のためのクリニカルパスの開発に関する研究」(2011) 10 頁、12 頁によれば、被害者の内訳は家族が 47%、知人・友人 12%、他人 38% 等であり、特に殺人 (70%) や放火 (74%) では特に親族が被害者である場合が高いという。

57) 親族が被害を受けている場合も多いため、退院後の引受を拒否する親族も多い一方、被害者たる親族が退院後に引受け、同居する場合もある。同上 17-18 頁、永田貴子ほか「医療観察法指定入院医療機関退院後の予後調査」精神医学 58 巻 7 号 (2016) 641 頁。

58) 太田達也・前掲注(1)918 頁。

いう被害者の思いはより切実なものであろう。

死刑事件だからといって被害者が損害賠償を請求したいという思いがないわけではない。命を奪われるのであるから損害賠償は全てチャラであるというのは、犯罪者側（及び国側）の勝手な都合である。損害の全てを賠償することはできなくても、生きている限り、被害者に対し賠償の努力をすることは被害者にとって意味のあることである。死刑確定者は、刑務作業は科せられないが、余暇時間に自己契約作業を行うことはできるし、死刑確定者は余暇時間が余りあるほどある。死刑の執行までの平均拘置期間は7年9か月となっている<sup>59)</sup>。しかし、これは死刑執行が行われた者の平均拘置期間であるから、死刑が執行されていない者の中には20年や30年以上、執行が行われずに拘置されている者もいる<sup>60)</sup>。その期間、被害者に賠償の努力もせず、何もしなくて良いという法は無いであろう。

死刑確定者は、死を前にして、精神的に不安定になったりしていることから、そうした状況で被害者の心情等をぶつけることで悪い事態を招くことも考えられることから、心情の伝達に当たっては慎重を期する必要がある。しかし、少なくとも被害者の心情や死刑確定者の生活や行動に関する意見を刑事施設側が聴取し、その処遇に活かすことはされてしかるべきであろう。

#### IV 更なる検討課題——被害者への損害賠償の実現

被害者の視点を取り入れた教育は、被害者の心情理解を目標としている。被害者の受けた被害の全体像を知ることや心情を理解することは更生の出発点であるが、被害者の視点を取り入れた教育はそこで止まるべきではない。真の更生とは、犯罪者が被害者に与えた損害の回復を行ってこそ達成されるものである。単に再犯を犯さなければよいというわけでも、自分の

---

59) 法務大臣（古川禎久）臨時記者会見2022年7月26日（火）による。

60) 第180回国会参議院法務委員会会議録第11号（2012年8月28日）5頁、その後の法務大臣記者会見及び筆者の調査による。

goodlives を追求すればいいというものでも決してない。グッドライフに被害者は関係ないと言われたら、被害者はどう感じるであろうか。被害者への贖罪や賠償を含めたグッドライフでなければならない。2022年4月から施行されている第4次犯罪被害者基本計画においても、矯正施設では、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせるだけでなく、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとされている。

しかし、被害者の心情聴取及び伝達において被害者が受刑者の損害賠償を希望している場合、矯正施設としてはどのような対応を取ることができ、また取るべきであろうか。生命犯や重大身体犯の受刑者は高額の損害賠償を請求されているにもかかわらず、資産がない者が殆どであり、受刑中の刑務作業で支給される作業報奨金も僅かである。そうなると、幾ら被害者が心情聴取や伝達で損害賠償を求め、矯正施設で損害賠償に向けた具体的な行動を促すための指導をしたところで画餅に帰すことになる。賠償は、刑事施設から釈放され、就労が可能になってからでないとうとうどうしようもないというが、重大事件の受刑者の刑期は20年、30年、無期と長い。それまで被害者は損害賠償を全く受け取ることができないというのでは、余りに理不尽である。仮釈放になってからと言うが、仮釈放になったらなったで、まずは就労や社会復帰が優先だと言われる。そうこうしているうちに、あつと言う間に仮釈放期間は終わってしまう。そうなれば、国は元受刑者に一切関与することができない。仮釈放にならない場合もある。これまで、この問題は仕方が無いこととして放置されてきたが、やはり被害者への損害回復に向けた実効性のある制度を模索する必要がある。そこで、受刑者による被害者への損害賠償については稿を改めて論じることとしたい。